

# ポーランド週報

(2023年5月18日～2023年5月24日)

令和5年(2023年)5月26日

| H                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | E | A | D | L | I | N | E | S                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|---|---|---|---|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <div>政治</div> <div>「市民プラットフォーム」(PO)、国防大臣に対する不信任決議案の提出を発表<br/>憲法法院に関する人権擁護官インタビュー記事<br/>キャンパス・フューチャー・ポーランドを巡る動向<br/>選挙制度に関するインタビュー記事<br/>「合意」と「アグロユニオン」の協力関係の解消<br/>憲法法院法改正案を巡る動き<br/>ジョブロ法相とモラヴィエツキ首相との相互批判<br/>デジタル化大臣、「法と正義」(PiS)のヴロツワフにおける下院議員第1候補へ<br/>選挙公約の評価に関する世論調査<br/>ゲルヴェル外務次官と李輝中国政府ユーラシア事務特別代表との会談<br/>伊防空駆逐艦のポーランド展開<br/>ラウ外相のEU外務理事会出席<br/>ウクライナのF-16戦闘機パイロットに対する訓練<br/>ラウ外相とアルバレス・ブエノ・スペイン外相及びアウレスク・ルーマニア外相との会談<br/>ドゥダ大統領の英国訪問<br/>ブカレスト・ナイン国家安全保障顧問会議<br/>新世代潜水艦の調達<br/>ステファンチューク・ウクライナ最高会議議長のポーランド訪問</div> |   |   |   |   |   |   |   | 【お願い】3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。<br>問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。 |
| <div>治安等</div> <div>ニュースサイトに対するサイバー攻撃が発生<br/>犯罪組織による密輸・密航が活発化</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |   |   |   |   |   |   |   |                                                                                                                                                |
| <div>経済</div> <div>4月商品小売売上高7.3%減<br/>4月工業生産販売額6.4%減<br/>2023年給与上昇率9%増見込み<br/>日・ポーランド企業、ウクライナに於いて、グリーン水素・アンモニア製造へ<br/>VISA、ポーランドにグローバル・テクノロジーハブ開設へ<br/>ヤマルパイプラインを通じたガス供給停止に対し、露ガスプロムに10億ユーロ以上の補償を要求<br/>ポーランド電力価格<br/>国営電力会社、洋上風力発電所建設の資金確保<br/>駐ポーランド独大使、ノルドストリームは間違いだったと発言</div>                                                                                                                                                                                                                                           |   |   |   |   |   |   |   |                                                                                                                                                |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p><b>大使館からのお知らせ</b></p> <p>長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意<br/>         欧州でのテロ等に対する注意喚起<br/>         孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ<br/>         「たびレジ」への登録のお願い<br/>         新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起<br/>         マイナンバーカード取得のお願い<br/>         年金受給者の現況届提出について<br/>         有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて<br/>         旅券のオンライン申請等の開始について<br/>         大使館広報文化センター開館時間<br/>         文化行事・大使館関連行事</p> |  |
| <p>在ポーランド日本国大使館<br/>         ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000<br/> <a href="http://www.pl.emb-japan.go.jp">http://www.pl.emb-japan.go.jp</a></p>                                                                                                                                                                                                                   |  |

| 政 治                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 内 政                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>「市民プラットフォーム」(PO)、国防大臣に対する不信任決議案の提出を発表【18日】</b></p> <p>18日、トウスク「市民プラットフォーム」(PO)党首は、ブワシュチャク副首相兼国防大臣に対する不信任決議案を提出すると発表した。同党首は、議会における野党全体が同国防相に対する不信任決議案を提出する用意が整っているはずだということを確信していると述べた。</p> <p><b>憲法法廷に関する人権擁護官インタビュー記事【18日】</b></p> <p>18日、ジェンニク・ガゼタ・プラヴナ紙は、ヴィオンツェク人権擁護官のインタビュー記事を掲載した。同人権擁護官は、憲法法廷について、大法廷を開くために必要とされる判事の人数を減らす法案は、アドホックな問題解決に過ぎず、憲法法廷が陥っている危機の問題解決には繋がらないと述べ、15人の判事のうち、3人の地位については未だに疑問が残ると説明した。また、同人権擁護官は、プシウエンプスカ憲法法廷長官の任期を巡る論争について、任命時点では古い規則が適用され、任期は2024年まで続くはずであるという解釈を支持した。</p> <p><b>キャンパス・フューチャー・ポーランドを巡る動向【20日】</b></p> <p>20日、チシャスコフスキ「市民プラットフォーム」(PO)副党首(ワルシャワ市長)は、本年も「キャンパス・フューチャー・ポーランド」が8月25日から31日にかけてオルシュティンで行われる旨を発表した。同副党首がイニシアティブをとる同イベントでは、政治や社会問題に関心を抱く若者が集い、さまざまな課題に</p> | <p>ついてゲスト・スピーカーを交えながら議論が行われる。今年は第3回となり、昨年はトウスクPO副党首やホウオヴニャ「ポーランド2050」党首などがゲストとして登壇した。</p> <p><b>選挙制度に関するインタビュー記事【22日】</b></p> <p>22日、ジェンニク・ガゼタ・プラヴナ紙は、ピエトシャク国家選挙事務局(KBW)所長のインタビュー記事を掲載した。KBWの試算によれば、投票所数は4,000か所増え(現在は27,000か所)、主にポーランドの北部と西部に最も多くの投票所が新しく設置されるという。また、在外投票については、全国選挙委員会(PKW)が、より多くの選挙区委員会を設けるよう外務省に働きかけており、外務省は約400個の委員会を設置する予定であるという。これらの変更が生じることにより、秋の議会選挙にかかる費用は過去最高に達する見込みである。</p> <p><b>「合意」と「アグロユニオン」の協力関係の解消【23日】</b></p> <p>23日、「合意」と「アグロユニオン」は、3月に「社会運動」という新党を結成すると発表していたにもかかわらず、協力関係を解消すると発表した。「合意」は、両党のプログラムに相違が見られたことを理由に挙げた。また、「アグロユニオン」のコウオジェイチャク党首は、単独で選挙に臨むと述べた。</p> <p><b>憲法法廷法改正案を巡る動き【23日】</b></p> <p>23日、下院の司法・人権委員会は、憲法法廷における大法廷を開くために必要な判事の人数を減らす憲法法廷法改正案に関する審議を行い、法案の</p> |

採択を勧告した。興味深いことに、ジョブロ法相率いる連立与党「主権ポーランド」が賛成票を投じた。ジェチポスポリタ紙は、これは与党「法と正義」(PiS)と「主権ポーランド」が政治的な合意に達したことを示していると述べ、他方でこのような協力が、法案採択プロセスが完了するまで続くかどうかはわからないと報じた。

#### ジョブロ法相とモラヴィエツキ首相との相互批判【23日～24日】

23日、ジョブロ法相(連立与党「主権ポーランド」(SP)党首)は、週刊誌「ド・ジェチ」のインタビューに応じ、EUにおける最重要の決定事項のすべてについて、モラヴィエツキ首相(与党「法と正義」(PiS)副党首)は過ちを犯していると強く非難した。これに対し、同日、モラヴィエツキ首相は、「よくめく牛は、あまりミルクを出さない。」と応じた。同日、ジョブロ法相は、モラヴィエツキ首相に対し、実質的な討論を行うことを提案した。24日、ミュレル政府報道官は、PiSはSPと共に選挙に臨む意図を持っているが、現実的な期待値を設定する必要があると述べ、「SPは、0.7～1%の支持を得ているが、このような政党が立候補者名簿についてさらに真剣な提案を要求することは難しい。」と付言した。同日、ガゼタ・ヴィボルチャ紙は、PiS内部では、このようなやりとりは、「統一右派」の立候補者名簿においてSPの立候補者の順番が上がるようカチンスキPiS党首に圧力をかける試みであると認識されていると報じた。また、同紙によれば、SP関係者曰く、PiSとSPの間に争いはないが、ジョブロ法相は、モラヴィエツキ首相が選挙を経て首相続投となることを望まないSPの人々の意見を

述べたのであるという。他方、ジョブロ法相とモラヴィエツキ首相の間でのやりとりは、PiSが議会に提出した憲法法院法改正案の第1読が行われる前に行われており、PiSが同改正案を議会を通すためにはSPの協力が必要不可欠であるといわれているにもかかわらず、連立与党幹部同士で強く批判し合う意図に注目が集まっている。

#### デジタル化大臣、「法と正義」(PiS)のヴロツワフにおける下院議員第1候補へ【24日】

24日、ガゼタ・ヴィボルチャ紙は、チェシンスキ・デジタル化大臣がヴロツワフ選挙区における与党「法と正義」(PiS)の下院議員第1候補になると報じた。同紙によれば、同大臣はモラヴィエツキ首相の側近とされており、今回の動きは、同首相が党のヴロツワフ支部で影響力を強めていることの表れであるという。

#### 選挙公約の評価に関する世論調査【24日】

24日、ジェンニク・ガゼタ・プラヴナ紙は、ユナイテッド・サーベイズが行った選挙公約の評価に関する世論調査分析を発表した。調査によれば、高齢者と子どものための医薬品の無償化や税控除額の引上げなどが、選挙公約として最も人気が高いことがわかった。与党「法と正義」(PiS)が発表した子ども手当「800+」については、53%が賛成し、42%が反対しており、評価が分かれている。興味深いのは、PiSの支持者の中で野党の公約を支持する人々が多く、逆もまた然りであることである。例えば、PiSの支持者の68%は、最大野党「市民プラットフォーム」(PO)が発表した「おばあちゃん手当」を支持しているようだ。

### 外交・安全保障

#### ゲルヴェル外務次官と李輝中国政府ユーラシア事務特別代表との会談【19日】

19日、ゲルヴェル外務次官(アジア大洋州担当)は、ウクライナに続きワルシャワを訪問した李輝中国政府ユーラシア事務特別代表と会談を行った。李輝特別代表の訪問の目的は、ロシアによるウクライナ侵略に対する中国の立場について、EUの主要パートナーたちと協議を行うことであった。ゲルヴェル外務次官は、中国・ウクライナ間の首脳電話会談や李輝特別代表による今回の訪問によって示された、最近中国がウクライナと行っている対話について肯定的に言及した。また、ゲルヴェル次官は、ロシアによるウクライナ侵略は、地域と世界の安定と安全保障に対する重大な挑戦であることを強調した。

#### 伊防空駆逐艦のポーランド展開【20日】

20日、ブワシュチャク副首相兼国防大臣は、クロセツ伊国防大臣との合意に基づいて、伊海軍の駆逐艦「カイオ・ドゥイリオ」がグディニャに入港し、搭載する強力な防空ミサイルにより約半年間にわたって

ポーランドの防空を強化し、沿岸と重要インフラを防衛する予定であることを明らかにした。

#### ラウ外相のEU外務理事会出席【22日】

22日、ラウ外相は、ブリュッセルで開催されたEU外務理事会に出席した。同理事会では、ロシアによるウクライナ侵略、アフリカの角地域の情勢等が主な議題となった。また、同理事会に参加した西バルカン諸国の外相との協議も実施された。

#### ウクライナのF-16戦闘機パイロットに対する訓練【23日】

23日、ブワシュチャク副首相兼国防大臣は、ブリュッセルで開催されたEU国防大臣会合に参加し、会見において、「ポーランドは、ウクライナのF-16戦闘機パイロットに対する訓練を行う用意がある。訓練はまだ開始されていないが、ポーランドで行われているEUの訓練ミッションの一部として行われるべきであると提案した。」と述べた。

#### ラウ外相とアルバレス・ブエノ・スペイン外相及びアウレスク・ルーマニア外相との会談【23日】

23日、ラウ外相は、バレンシア訪問中、アルバレス・ブエノ・スペイン外相及びアウレスク・ルーマニア外相と会談を行った。会談の目的は、安全保障に関する議論を行うこと、スペインがEU議長国となる約1か月前というタイミングでEUに関する重要な問題を提起することであった。ポーランドと同2か国は、安全保障を含むさまざまな分野で非常に友好的な協力関係を維持している。外相たちは、参加国間の政務協議の有効性に合意し、フォーマットを維持することへの関心を表明した。

#### ドゥダ大統領の英国訪問【23日～24日】

22日から23日にかけて、ドゥダ大統領は、英国を訪問し、スナク英首相が主催するロンドン防衛会議に参加するとともに、在英ポーランド人コミュニティとの交流を行った。また、同大統領は、ウォール・ストリート・ジャーナルCEO評議会会合に参加し、ウクライナの復興に向けたポーランドの役割などについて言及した。

#### ブカレスト・ナイン国家安全保障顧問会議【24日】

24日、シエヴィエラ大統領府国家安全保障局(BBN)長官が主催するブカレスト・ナイン(B9)国家安全保障顧問会合が行われた。同会合は、7月のNATO首脳会合及び9月のB9首脳会合に向けた準備の一環である。同会合の目的は、NATOにおける抑止力・防衛力強化において、東方諸国の立場を向上させることや、ウクライナのNATO・EU加盟に向けた支援について議論することなどであった。

#### 新世代潜水艦の調達【24日】

24日、ブワシュチャク副首相兼国防大臣は、ワルシャワで開催されたDEFENCE24主催のカンファレンスにおいて、新世代潜水艦を調達するための「オルカ」プロジェクトを今年中に立ち上げることを発表した。ポーランドの新世代潜水艦は、陸上目標を攻撃するための巡航ミサイルを搭載することになる。

#### ステファンチューク・ウクライナ最高会議議長のポーランド訪問【24日～25日】

24日から25日にかけて、ステファンチューク・ウクライナ最高会議議長がポーランドを訪問した。同議長は、ドゥダ大統領、モラヴィエツキ首相、ヴィテク下院議長、グロツキ上院議長と会談を行うとともに、ポーランド下院において演説を行った。

### 治 安 等

#### ニュースサイトに対するサイバー攻撃が発生【18日】

19日朝、ポーランドの複数のニュースサイトがサイバー攻撃の被害に遭い、一部のサイトでは一時アクセスが困難になった。デジタル化省の高官は、本件事案について、ロシアの関与が疑われており、同国が仕掛ける情報戦争の一環であるとの見解を示した。同高官によると、ポーランドはサイバー攻撃を頻繁に受けている国の一つとされる中、これまでの攻撃は主に政府系サイトを標的としていたが、今回の攻撃は人気のあるニュースサイトを標的にしたものであった。また、情報空間セキュリティ委員会の関係者によると、ポーランドに情報戦争を仕掛けて混乱を引き起こさせようとするロシアの意図に呼応するかのよう、ネット空間のハッカー集団もポーランドのサイトにサイバー攻撃を仕掛けてきている状況が見られるという。

#### 犯罪組織による密輸・密航が活発化【24日】

24日、ジェチポスポリタ紙は、ポーランド国境警備隊の統計等から、ウクライナ人を中心とする犯罪組

織によるポーランドへの密輸及び密航が活発化していることを報じた。

犯罪組織は、ポーランド国内でも活動しており、同国での滞在や越境に必要な在留カードや運転免許証を偽造している。特に、偽造された運転免許証は、ウクライナ等から西ヨーロッパへ不法移民を運ぶいわゆる「運び屋」によって利用されている。2022年にポーランドで書類偽造の容疑で逮捕された1,249人のうち、794人が外国人、659人がウクライナ人であった。これら偽造書類をウクライナ等から密輸する事案も増加しているという。

また、ポーランドへの自動車の密輸が、2022年に前年比で50%増加し、武器弾薬の密輸は、2021年の1,438個から2022年には8,328個に増加した。

なお、ポーランドへの入国拒否事案の多くをウクライナ人が占めており、2022年には、2万1,000人以上のウクライナ人が入国を拒否され、そのうちポーランドへの安全上の脅威を理由とするものが2,800人以上とされる。



**4月商品小売売上高7.3%減【24日】**

ポーランド統計局(GUS)の発表によると、10人以上の従業員を抱える店舗で算出される4月の商品小売売上高は、恒常価格ベースで前年同月比7.3%減となり、3月と同じ結果となった。このような売上高の減少は、流行病対策で買い物の機会が制限された2020年を除けば、ポーランドでは初めてのことで、小売売上高の前年比低迷には、主に3つの原因があり、ひとつは高インフレで、家計所得の購買力が低下し、家計が節約を余儀なくされていること。もうひとつは、信用力の低さから不動産市場が低迷し、ホームセンターの需要が減少していること。しかし、3月、4月ともに小売売上高が減少したのは、ウクライナからの難民の大量流入とポーランド人による彼らのための支出によってポーランド国内の需要が高まった2022年の参照ベースが高かったことが主因とされている。

**4月工業生産販売額6.4%減【23日】**

2023年4月の工業生産販売額(定価)は前年同月比6.4%減と、2023年3月の3%減に続き、2020年5月以来の減少となった。産業低迷の主な原因は、高インフレによる消費・住宅需要の崩壊で、家計の購買力が侵食されている。

詳細なデータは一概に悲観的なものではなく、同セクターの弱さは、いくつかの一時的な擾乱の積み

重ねの結果といえる。まず、1年前の高いベースラインによって、エネルギーと鉱業部門の生産が大きく落ち込んでいる。一方、製造業では、不利な暦のパターン(労働日数の減少)により、生産高の減少が3月の前年同月比0.4%から5.6%に加速した。これは、サプライチェーンが遮断され、関連する生産残を回収する効果がなくなったことに起因し、減速は、特に建設関連財や消費財の製造業で感じられる。輸出主導型産業では、3月の前年同月比12.8%から4月は前年同月比0.8%の上昇にとどまったものの、生産は増加した。

**2023年給与上昇率9%増見込み【19日】**

WTWコンサルティングの最新調査によると、今年の正社員の給与予算は、平均して9%増加する見込み。この調査は、今年2月下旬から3月上旬にかけて、さまざまな業界の大企業を中心とした115の民間企業を対象に実施された。そのうちの大半(63%の企業)は、主要な従業員に対して追加の昇給を導入する予定。また、かなりの数の企業が給与体系を更新し、(福利厚生を含む)総報酬パッケージの価値に従業員の注意を喚起することになる。労働組合は、今年予定されている7%または8%の昇給は、現在のインフレ率ではあまりにも低すぎると指摘し、予算部門における給与前提の追加改定を要求している。

## ポーランド産業動向

**日・ポーランド企業、ウクライナに於いて、グリーン水素・アンモニア製造へ【19日】**

日本、ポーランド、ウクライナの3カ国は、ウクライナのブチャ市に Green Industrial Zone を建設する意向を示す書簡に署名した。

今回の合意により、ブチャ市は3,000ヘクタールの面積を持つグリーン産業ゾーンのために、都市周辺地域を寄贈する。ポーランドの Hynfra 社がコンセプトとデザインを担当し、日本のつばめBHB社が安全なグリーンアンモニア貯蔵施設建設のための技術を提供する。また、ウクライナのエンジニアリング会社である UTEM が建設工程を実施する予定。

Green Industrial Zone プロジェクトでは、地産地消のエネルギー生産が行われる。太陽光発電や風力

発電などの再生可能エネルギーから水素とアンモニアを製造し、電気、燃料、肥料に利用する予定。

**VISA、ポーランドにグローバル・テクノロジーハブ開設へ【23日】**

米国の金融サービス会社であるVISAは、ポーランドにグローバル・テクノロジーと製品のハブを開設する予定であると発表した。

同社広報担当は、この計画により今後数年間で最大1,500人の技術専門家を雇用する予定で、この分野では中・東欧で初めてとなると述べた。

さらに、同センターは、現地の専門家の協力を得て、新製品やイノベーションの開発に重点を置く予定。ポーランドは高度なスキルを持つIT人材の供給源として認識されるようになってきていると加えた。

## エネルギー・環境

**ヤマルパイプラインを通じたガス供給停止に対し、露ガスプロムに10億ユーロ以上の補償を要求【19日】**

ヤマル-ヨーロッパ・ガスパイプラインのポーランド区間の所有者である Europol Gaz は、露ガスプロムに対し、総額約60億ズロチ(13億2,000億ユーロ)相当の補償請求を求めると、サシン副首相兼国有財

産大臣が明らかにした。

Europol Gaz は、ガス配送のための延滞金約8億5,000万ズロチ(1億8,700万ユーロ)の返還を求め、露ガスプロムを相手に仲裁裁判を起こしたと同大臣は述べた。

更に、同パイプライン建設に当たり、ロシア側が2

2045年までガスを供給するという条件の下、ポーランドは資金を拠出した。ガスが供給されないのであれば返金を要求する権利があり、2045年までに失うことになる推定利益(50億ズロチ(11億ユーロ)以上)を要求するだろうと加えた。

#### ポーランド電力価格【22日】

昨年エネルギー危機の際、ポーランドのエネルギー構成は、ガスの比率が少なかったため、高価なエネルギーからポーランドを救った。

一方、現在、ポーランドは高いエネルギー価格を維持している。欧州送電システム運用者ネットワーク(ENTSO-E)のデータによると、ポーランドの電力スポット市場では、平均125ユーロ／1MWhで取引されている。

一方、フランスの平均価格は121ユーロ、ドイツは110ユーロ、フィンランド70ユーロ、スペイン89ユーロとなっている。

ポーランドの価格水準は、スロバキア、ハンガリー、オーストリアと同様になっており、最も高いのは、イタリア146ユーロ、ギリシャ144ユーロである。

#### 国営電力会社、洋上風力発電所建設の資金確保【24日】

国営電力会社(PGE)の社長は、洋上風力発電所プロジェクトの実施に必要な資金を確保できると確信していると述べた。風力発電所 Baltica 2 と Baltica 3 については、すでに必要額を超える資金提案を受け取っていると加えた。

洋上風力発電の主要分野では、4月20日にシーメンス・ガメサと Baltica 2 プロジェクト用の風力タービンの納入契約を締結した。

#### 駐ポーランド独大使、ノルドストリームは間違いだったと発言【24日】

駐ポーランド独大使は、当地ラジオのインタビューに応じ、ノルドストリーム2とノルドストリーム1のパイプラインは間違いであると発言した。更に、EUは決して紛争のない地域にはならず、むしろ、加盟国の利害を平和的に調整するための方法であり、確立されたルールに従って行われる一種の制度化された紛争である。この方法で行われたすべての決定が正しいというわけではなく、ドイツ人が常に正しい決定を下していると言うのは、私が最後の人間であると述べた。

間違いにつながったこれらの決定をしたのはどの政府なのかとの問に対し、アンゲラ・メルケル政権を含む異なるドイツ連邦政府であると回答した。

### 大使館からのお知らせ

#### 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

#### 欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるととも

に、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、[https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_03.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html) に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、[http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_10.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html) に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、[http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen\\_info/golgo13xgaimusho.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html) に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

#### 【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

#### 【爆弾、銃器を用いたテロ】

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

#### 【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

#### 【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

●不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。

●会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。

●セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。

●二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

### 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

### 「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引っ越し、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。



下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

### **新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起**

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: [cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

### **マイナンバーカード取得のお願い**

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

### **年金受給者の現況届提出について**

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

### **有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて**

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。



### 旅券のオンライン申請等の開始について

2023年3月27日から旅券の申請手続きをオンラインで行うことができるようになりました。オンライン申請を行っていただければ、在外公館に来館する必要はなくなりますので、是非ご活用下さい。オンライン申請を行うためには、スマートフォンへの在留邦人用旅券申請アプリのインストールやオンライン在留届（ORRネット）への登録が必要となります。なお、新規旅券の受取は、引き続き当館に来ていただく必要がありますのでご留意下さい。

詳細：<https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100484349.pdf>

### **【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間**

平日 9:00 - 12:30及び13:30 - 17:00

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300、Eメール：[info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp)、住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

## 文化行事・大使館関連行事

### **【開催中】展覧会「原研哉～Make The Future Better Than Today～日本のグラフィックデザイン」【2023年3月24日(金)～7月30日(日)】**

ポズナン国立博物館にて、展覧会「原研哉～Make The Future Better Than Today～日本のグラフィックデザイン」が開催中です。日本のグラフィックデザイン作品を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所：Muzeum Narodowe w Poznaniu, Aleje Marcinkowskiego 9, Poznań

詳細：<https://mnp.art.pl/en/galeria/kenya-hara-make-the-future-better-than-today/>

### **【開催中】写真展「明に向かって治む国～19世紀から20世紀への変わり目の写真で見る日本～」【2023年5月17日(水)～6月16日(金)】**

ワルシャワ蜂起博物館支部「Fotoplastikon Warszawski」にて、写真展「明に向かって治む国～19世紀から20世紀への変わり目の写真で見る日本～」が開催中です。明治時代の日本を撮影した写真展です。入場は有料です。

開催場所：Fotoplastikon Warszawski, Al. Jerozolimskie 51/9

詳細：<https://fotoplastikonwarszawski.pl/wydarzenia/kraj-swiatlych-rzadow-japonia-fotografiach-przelomu-xix-xx-wieku/>

### **【予定】第24回オリンピック・ピクニック【5月27日(土)12:00～18:30】**

ワルシャワ市のケンパ・ポトツカ公園にて、ポーランド・オリンピック委員会主催「第24回オリンピック・ピクニック」が開催されます。オリンピック競技種目に関連した体験型ブースや子ども向けコンクール等が予定されています。入場は無料です。

開催場所：Park Kępa Potocka w Warszawie

詳細：<https://olimpijski.pl/24-piknik-olimpijski-juz-27-maja/>

### **【予定】第8回日本祭り「Matsuri – Piknik z Kulturą Japońską」【6月17日(土)11:30～19:00】**

ワルシャワ市のスウジェフ文化センターにて、ポーランド商工会、ポーランド日本人会及び在ポーランド日本大使館共催による第8回「日本祭り」が開催されます。様々なステージ演目、武道、着付け、書道、マンガ、生け花、けん玉等のワークショップ・展示など日本をまるごと体験できるイベントです。そのほか、日経企業による展示、日本食の販売なども予定されています。入場料は無料です。

開催場所：Służewski Dom Kultury, ul. Jana Sebastiana Bacha 15, Warszawa

詳細：

フェイスブック：<https://www.facebook.com/nihon.matsuri.piknik>

Instagram：<https://www.instagram.com/nihon.matsuri/>

ウェブサイト：<http://www.pl.emb-japan.go.jp/matsuri.html>

### **【予定】ウクライナ避難民支援・能公演【2023年6月18日(日)】**

ワルシャワ国立劇場にて、宝生流ワルシャワ能公演実行委員会主催「ウクライナ避難民支援・能公演」が開催されます。在ポーランドウクライナ避難民を支援するための慈善事業として、公演チケット売上及び公演会場での募金は、ウクライナ避難民を支援する団体へ寄付されます。

開催場所: Teatr Narodowy w Warszawie, plac Teatralny 3

詳細: <https://www.ebilet.pl/teatr/pozostale/spektakl-japonskiego-teatru-no>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

#### **皆様からの情報提供をお待ちしています**

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

#### **【お問い合わせ・配信登録】**

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト([http://www.pl.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm))も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス ([newsml@wr.mofa.go.jp](mailto:newsml@wr.mofa.go.jp))